【特定外来生物】クビアカツヤカミキリが急増！

クビアカツヤカミキリはサクラ等のバラ科を中心とした樹木を食い荒らし、枯死や落枝、倒木等の被害を引き起こすため、特定外来生物に指定されています。

今が成虫の発生時期です。クビアカツヤカミキリを確認したときは、速やかに捕殺し、町へ情報提供をお願いします。また、特定外来生物は生きたまま運搬すると法律違反となります。皆さんのご協力をお願いいたします。

[クビアカツヤカミキリの特徴]

成虫の胸部（クビ）が赤色、他の部位は黒色で、発生時期は6月中旬～8月下旬
幼虫期を木の幹の中で過ごす
被害を受けた木にフラス（木くずとフンの混じったもの）が溜まる
サクラ、ウメ、モモ等のバラ科の樹木に被害を与える

町では被害拡大防止のため、成虫拡散防止用ネットや殺虫剤の配布、伐採等の補助金を実施しています。

詳しくは町ホームページの「ごみ・生活環境」でご確認ください。
https://www.town.nagatoro.saitama.jp/life/

問合せ 町民課　環境衛生担当　☎６６・３１１１　内線１２６

長瀞町物価高騰支援　上水道未加入世帯に飲料水を配布します。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、上水道未加入のため水道料金の減免の支援を受けることのできない世帯に対し、飲料水を配布します。

◎配布対象者

⑴申請日時点において、長瀞町の住民基本台帳に記録されている者で構成する世帯
⑵住民基本台帳に記載の住所地において、秩父広域市町村圏組合の上水道未加入（上水道を利用していない）世帯

◎配布方法

１世帯につき１回当たり１２本（２㍑のペットボトル）とし、８月、１０月、１２月の年３回配布します。

◎配布申請

長瀞町物価高騰対応飲料水配布事業申請書兼請求書を、町民課環境衛生担当へ提出してください。

※申請書兼請求書の用紙は、町民課に用意してあるほか、町ホームページに掲載します。

問合せ 町民課　環境衛生担当　☎６６・３１１１　内線１２６

「県立長瀞玉淀自然公園」内における行為の許可・届出手続きについて

長瀞町は、全域が「埼玉県立長瀞玉淀自然公園」に指定されています。

自然公園は、地域の自然環境を守る観点から、その風致景観の質により「特別地域」と「普通地域」とに区分され、その区分によって規制を受ける行為がそれぞれ「埼玉県立自然公園条例」によって定められています。

その中でも、荒川沿い周辺・宝登山周辺の区域は特別地域に指定されています。また、大字岩田、井戸、風布地区は全域が特別地域です。なお、その他の地区は一部が特別地域となっています。

◆特別地域内で許可が必要な主な行為

・工作物（建築物など）の新築、改築、増築
・木竹の伐採、鉱物の掘採、土石の採取
・屋外広告物、屋外広告物に類するものの設置、掲出、表示
・土地の開墾や土地の形状変更（造成など）
・屋根、壁面、塀等の色彩の変更

◆普通地域内で届出が必要な主な行為

・一定規模以上の工作物（建築物など）の新築、改築、増築
　建築物…高さ１３m超又は延べ面積１０００㎡超　　鉄塔…高さ３０m超
・屋外広告物、屋外広告物に類するものの設置、掲出、表示
・土地の開墾や土地の形状変更（造成など）

◆事前相談

県立長瀞玉淀自然公園の区域内で、許可の申請や届出を要する行為を行うときは、秩父環境管理事務所へ事前にご相談ください。

なお、許可の申請や届出に関する書類の受付窓口は、町民課環境衛生担当となります。

問合せ 秩父環境管理事務所　☎２３・１５１１／町民課　環境衛生担当　☎６６・３１１１　内線１２６